

大阪家裁総第91号

令和3年1月29日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 田中俊次



司法行政文書開示通知書

1月5日付け（同月6日受付，大阪家裁総第18号）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第21号）について，下記のとおり開示することとしましたので，通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
後見センターだより第21回（片面で7枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

## 後見センターだより第21回

### 1 はじめに

後見センターでは、平成30年8月にそれまでの運用を見直し、本人<sup>1</sup>死亡後、後見人等<sup>2</sup>に対し、本人が死亡したことだけでなく、相続人に対する相続財産引継義務や管理計算報告義務の履行状況についても、後見センターに疎明資料を添付の上、報告を求めることとしました。そして、本人死亡後の監督に関する運用の概要については、本連載（第6～8回）で説明したとおりです<sup>3</sup>。もっとも、運用改定から2年が経過し一定の事例が集積したことから、今回は、後見センターが気づいた点をいくつか紹介します。

### 2 期限について

まず、前提として、後見センターが求める提出物の提出期限について説明します。後見人等は本人死亡の情報に接した後、直ちに<sup>4</sup>後見センターに死亡を証する書面（死亡診断書の写し、死亡届の写し又は除籍謄本）を提出してください<sup>5</sup>。その後、速やかに<sup>6</sup>、死亡時3点セット（後見等事務報告

<sup>1</sup> 成年被後見人、被保佐人及び被補助人を総称して「本人」という。

<sup>2</sup> 成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」という。本人死亡の前後を問わない。

<sup>3</sup> 民法873条の2につき、本連載第3, 19回参照。

<sup>4</sup> いうまでもなく、死亡と同時に法定後見が終了し、本人の権利義務は相続人に帰属し、後見人等は管理権限を失うという重大な効果が発生するので、後見人等の事務を監督する裁判所（民法863条1項, 876条の5第2項, 876条の10第1項）としては、後見人等が本人死亡の連絡を「直ちに」行うことが非常に重要であると考えている。

<sup>5</sup> 死亡を証する書面を直ちに後見センターに提出できない場合は、まず死亡の連絡をし、連絡後2週間以内に死亡を証する書面を提出してください。

<sup>6</sup> 後見人等報酬等の精算後に相続人に対して本人財産を引き継ぐ後見人等が多いところ、後見人等の相続人に対する管理計算報告義務の履行期限が原則として死亡後2か月であることからすると（民法870条, 876条の5第3項, 876条の10第2項）、後見人等報酬等の精算後に本人財産を引き継ぐのであれば、報酬付与の申立ては速やかに行っていただく必要がある。後見センターでは、死後1か月ないし1か月半程度で報酬付与申立てがなされる例が多い。なお、現在、後見センターでは、死後事務を付加報酬の事由として掲げているところ、本人財産引継前に報酬付与の申立てがなされた際には、予想される死後事務の内容に基づいて付加報酬

書〔前回の定期報告時～死亡時〕、死亡時を基準日とする財産目録、通帳写し等の裏付け資料）を添付の上、報酬付与申立てを行ってください<sup>7</sup>。そして、本連載第8回でお願いしたとおり、遅くとも本人死亡後4か月以内には、収支報告書（死亡時～引継時又は財産がなくなった時）及び裏付け資料（5万円を超える収支に関するもののみ）並びに引継書及び引継書別紙の引継時を基準日とする財産目録を提出してください<sup>89</sup>。死亡後4か月以内の提出が難しい場合は、必ず、その理由を後見センターに報告してください<sup>10</sup>。

### 3 引継ぎ困難事例について

相続財産を相続人に引き継ぐことが困難な事例の代表的なものとして、相続人間の紛争が顕在化しており、相続人がいずれも自己に引継ぎを求め、相互にけん制しあっている場合や、相互に引継ぎを拒絶する場合があります。このような場合であっても、本連載第6回で言及したとおり、相続財産引継義務や管理計算報告義務自体は、相続人の一人に対してこれを行えば足りるので、相対立する相続人のうち一人に対する引継ぎ・報告を検討していただきたいと思えます（なお、引継相手たる相続人による使込みを防ぐためにも、引継ぎに際しては、現金を預貯金口座に預け入れ、預貯金口座を凍結するのが無難かと思われます。）。

---

を算定するという扱いは行っている。

<sup>7</sup> 報酬付与申立てを行わない場合は、死亡時3点セットを、収支報告書（死亡時～引継ぎ時又は財産がなくなった時）及び裏付け資料（5万円を超える収支に関するもののみ）並びに引継書及び引継書別紙の引継時を基準日とする財産目録と共に、遅くとも死亡後4か月以内に提出されたい。

<sup>8</sup> 後見事務費や報酬等を精算後、本人財産がなくなった場合は、引継書及び引継書別紙の引継時を基準日とする財産目録は提出不要である。

<sup>9</sup> 後見センターが保管している記録から、引継相手が相続人であることが判明しない場合は、引継相手が相続人であることを証する資料の提出を求めることがある。例えば、甥姪に引き継ぐ際に、後見等開始時の記録では甥姪の親（本人の兄弟姉妹）が死亡した事実が確認できない場合等。

<sup>10</sup> 死亡後4か月以内に何も連絡がない場合、後見センターとしては、後見人等による本人財産使い込みのリスクも考慮し、民法863条2項の「必要な処分」として金融機関に対し口座を凍結するよう指示せざるを得ない場合もある。

もつとも、相続人間の紛争が顕在化している事例につき、事実上のトラブルを回避するなどの目的で、相続人間で合意が整うのを待ってから引継ぎを行うという取扱いも、後見センターでは否定していません。しかし、相続人間で合意が整うまで相続人に対して何らの管理計算報告もしないとすると、一部の相続人から、後見人等が他の相続人に財産を引き渡したのではないかなどの疑念が示されることもあります<sup>11</sup>。そこで、相続人間で合意が整うのを待つ場合であっても、相続財産の引継ぎに先立って、後見センターに対して、口座凍結時などの今後は収支が変動しないだろうと考えられる時点の財産目録、収支報告書（死亡時～当該財産目録作成時）及び裏付け資料（5万円を超える収支に関するもののみ）を提出するとともに、知れたる相続人全員に対して、上記資料を送付することを検討していただきたいと思えます<sup>12</sup>。

#### 4 債務の弁済について

後見人等は本人死亡により本人財産の管理権限を失い、原則として、相続債務を本人財産から弁済することはできません。相続債務は、本来、相続人が弁済すべきものであり、後見人等は、例外的に、「急迫の事情があるときは」応急処分として弁済義務を負い（民法874条、876条の5第3項、876条の10第2項、654条）、他方で、相続人全員のための事務管理として弁済する権限を有し（民法697条）、また、成年後見人に限り、弁済期が到来した債務について、死後事務として弁済できるとどまります（民法873条の2第2号<sup>13</sup>）。

ところで、後見センターでは、後見人等が、本人死亡後長期間経過後に、

---

<sup>11</sup> このような疑念を強めた一部の相続人が、後見センターに当該相続財産の現状を頻繁に問い合わせるに至る事案も時に見受けられる。

<sup>12</sup> このようにすることで、相続人の疑念を一定程度和らげ、また、後見人等の中立性・透明性を証明することにもつながる場合があると思われる。

<sup>13</sup> 預貯金口座が凍結されている場合に弁済原資の払出しを受ける場合は、本条3号に該当し、家庭裁判所の許可が必要であることに注意を要する。

相続債務を弁済することは原則として望ましくないと考えています。それは、①応急処分として弁済をなし得るのは、相続人が財産管理をなし得る時までであり、その時期に該当するかの判断に当たり、管理計算の終了が一つの目安になると解されることや<sup>14</sup>、②死後事務として弁済をなし得る「相続人が相続財産を管理することができるに至るまで」(民法873条の2柱書)について、基本的には、相続人に相続財産を実際に引き渡す時点までを指しますが、後見人が本人死亡後2か月以内に管理の計算をし、相続人に本人の財産を引き渡す義務を負っていることからすれば、後見人が相続財産を相続人に引き渡さない限りいつまでも死後事務を行うことができると解するのは相当でないと思われ<sup>15</sup>によります。仮に後見人が前記義務を履行できる状況にあり、かつ、相続人もいつでも相続財産の引継ぎを受けることができる状態になった場合には「相続人が相続財産を管理することができる」状態に至ったものと解されます<sup>16</sup>。

上記のとおり相続債務は相続人が弁済すべきものですから、後見人等としては、応急処分として弁済義務を負うのでない限り、基本的にはその弁済を相続人に任せることが望ましいと思われれます。したがって、後見人等においては、本人死亡後速やかに、死亡直前の医療費・住居費、火葬・埋葬費用など弁済期が到来した相続債務のうち必要最小限のものの弁済をし、後見人等報酬、後見事務費を精算し、相続人又は相続財産管理人(民法918条2項<sup>17</sup>、952条)に対し、相続財産を引き継いでください。

## 5 終わりに

今回は、死後事務について専ら後見センターが気になった点を述べまし

<sup>14</sup> 「新版注釈民法(25)親族(5)[改訂版]」(有斐閣)484頁

<sup>15</sup> 大塚竜郎「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説」(民事月報71巻7号74頁)。

<sup>16</sup> 大塚・前掲注15

<sup>17</sup> 民法918条2項の相続財産管理人の選任要件等については、本連載(第7回)参照。

た。しかし、死後事務は理論的にも実務的にも検討が尽くされていない問題点がなお残されており、実際に死後事務に当たる後見人等はしばしば困難に直面されていることと思います。困難な問題が生じた場合には、共に解決方法を考えたいと思いますので、遠慮なく後見センターまでお問い合わせください。

以上

今回は、郵便物等の回送嘱託制度（民法 860 条の 2， 860 条の 3）についてお話しします。

## 1 回送嘱託の必要性について

この制度は、成年後見人（以下「後見人」という。）にとって有用なものである反面、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の通信の秘密（憲法 21 条 2 項後段）を制約するものですから、家庭裁判所が回送嘱託をするには、その必要性が認められなければなりません（民法 860 条の 2 第 1 項）。具体的には、任意の方法によっては、後見人が被後見人の財産を把握、管理できず、これによって、後見事務の遂行に困難が生じる場合に限られ、回送嘱託によらずに、後見人が自ら被後見人の財産を把握、管理することができる場合や、親族等、誰かの協力を得ることによってそれが可能な場合は必要性が認められないものと解されます。

申立ての中には、次の場合のように、必要性に疑問があるものが散見されますので、申立てをされる際には、改めて回送嘱託による必要があるか否かを検討してみてください。

- ① 施設入所中の被後見人宛ての郵便物等が被後見人の自宅に郵送されている場合に、その自宅に居住する親族等が非協力的なため、後見人において郵便物等を受領することができないものの、転送サービスを利用すれば、本人やその意向を受けた施設の職員を通じてこれを受け取ることができる場合
- ② 被後見人の財産を把握、管理するためには、一部の差出人からの郵便物等を把握すれば足りるところ、この差出人から後見人に直接送付してもらうことが可能な場合

## 2 被後見人の陳述聴取について

また、回送嘱託を行うためには、被後見人の陳述を聴かなければなりません（家事事件手続法 120 条 1 項 6 号）。

被後見人の心身の障害により、陳述を聴くことができないときは、その旨の上申書をご提出ください。後見人による本人陳述聴取フローは、大阪家庭裁判所のホームページ ([https://www.courts.go.jp/osaka/saiiban/13/14/Vcms4\\_00000557.html](https://www.courts.go.jp/osaka/saiiban/13/14/Vcms4_00000557.html)) にも掲載されています。

### 3 その他のお願について

その他、回送嘱託を求める期間の記載がない等、不備のある申立書が散見されます。

申立書を提出される際は、要件を充足しているか、申立書に不備はないかについて、いま一度ご確認ください。

なお、郵便物等の回送嘱託制度については、本連載第3回もご参照ください。

以上